

平成19年12月11日（火）

○議長（中上良隆君）順番13、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）1回目の質問をいたします。

酷暑の長い夏が短い秋を連れてきました。日中はまだまだ晩秋が名残りますが、日暮れて師走の南の空に狩人の巨人、オリオンの三つ星が輝きを増しています。

これより一般質問であります。

一つ目、期日前投票所について。期日前投票所がこの合併によって高野口町から消えてしまったことについては、その経過、公示の方法等の疑問、不自然さを、私をはじめ幾人かの議員が質問に及び、その再設置についても同様に一般質問等がなされています。また、合併前の橋本市議会においても、有権者による民主主義のより容易な発露の場として、期日前投票所が1カ所にあるよりも多数箇所にあるほうが当然と、一度ならず質問に及んでいるとのことであります。

その要望にこたえられない理由は、設置しない・したくないとしかとれないマイナス思考の理論のもと、選挙管理委員会より「理路整然二歩ぐらい手前の一応おかしくない」という答弁はいただきました。すなわち、投票された用紙の保管金庫が必要だ、人員が要る、場所が要る、1,500万円かかるというものであります。

さて、合併により期日前投票所を支所・出張所よりなくしてしまったのは、県下では当市のほかは紀美野町だけ。紀美野町に設置しなかった理由は、以前、既に私も述べました。もう一度繰り返しますと、美里町で期日前投票を期待する人々の大半が、本庁舎のある野上町を經由して海南市まで通勤する人たちで、

合併協議会で十分協議の上、旧美里町では期日前投票所は廃止したとの由。それ以外はどこもかしこも残しています。

我が橋本市において、保管金庫もあり、10年かけて85人削減するという合併効果のまだまだ及ばない、多数の人員もいる、場所もあるの高野口町のそれをなくした理由の残されている最大の理由としてかなりな説得力を持つものは、1,500万円かかるというものであります。どうにもそれには納得させられてしまいそうでしたが、和歌山県合併各自治体はその費用について聞き及んだ結果、具体的に金額を答えてくれた自治体の最高額は、海南市の150万円でした。日本一の14もの多数市町村合併の上越市のそれは、各支所30万円程度というものだというものを9月質問でぶつけた答弁は、要するに「かかるものはかかる」と言うに帰着しています。

後日、「しからば、その根拠たる見積りを示されたい」と求めたところ、某社の不在者投票システム見積書を示されました。なるほど、合計金額は、値引き18万3,200円を入れて1,550万円となっています。しかるに、この見積りがなされた日時は平成15年2月20日となっているのには驚かされました。平成15年というとまだ合併が具体的に進んでいないときでありますし、高野口町・橋本市の合併については、両自治体関係者、住民、夢にだに考えていなかったときのものであります。この見積りは何のためにとられたものなのかお示しありたく思います。

また、合併も決まっていないうきにこの見積りをとられたということは、橋本市の民主主義への先進性を示すものと評価しますが、何しろ平成15年という4年以上も

前のこと。コンピューターの世界の3年前は前世紀と同じこと。今、天空にはステルスが無い飛ぶ時代に、新撰組の局長が洛中で洋刀、虎徹を振り回していた時代のものをもって、1,500万円かかるという見積もりの根拠たるや那邊にありやと聞きたいと思います。当市の幹部がこの1,500万円と答弁を繰り返す根拠の見積りは、前世紀のものであるとの認識はあったのかについてもお示しありたいと思います。

また、「高野口町民は高野口町の期日前投票所でのみ期日前投票を行えることとすると、二重投票防止のためには機械上の金銭の出費はほとんどないのでは」との他自治体の関係者の話もありました。これについても答弁いただきますように。

あと、高野口町期日前投票所があった、合併前の平成17年9月11日の衆議院議員選挙における住民の期日前投票数は2,489人、全体の投票数8,681人で、これを除すと期日前投票率は28.6%。橋本市まで期日前投票に出かけねばならなくなった旧高野口町民の直近本年7月29日の参議院議員選挙でのそれぞれは、1,369人、7,299人、18.7%と、高野口町において住民が容易に発揮できる民主主義は約10%、明らかに後退しています。これについての感想など答弁いただけたら幸いです。

2番であります。「高野口小学校建設に関して橋本市教育委員会の意見」の問題点、その責任についてを質問いたします。

本年8月30日付で、橋本市教育委員会から本議会議長あてに「高野口小学校建設に関して橋本市教育委員会の意見」が出されました。これは旧高野口町の教育委員会ははじめ、学校関係者、行政当局、公募による一般住民など、広く意見を求め、長期にわたる検討・議論が、現高野口小学校を保存改修という結論を導き出し、また、合併協議会においても高野口町

からの申し送り事項の第一順位に位置された事項であるにもかかわらず、これを無視したか知らなかったか、一部住民による間違った耐震性などをうたい、署名者をして錯誤に陥れたとしか思えない極めて大きな問題を含んだ署名請願であります。請願者がくだんの公募の委員会にでも応じていればかような請願はなされず、市民、議会議員を騒がすこともなかったことと残念ですが、この請願文書、それに続く教育委員会の意見は、まず、高野口小学校の今後について議論の限りを尽くし取り組んできた人々を落胆かつ大きな怒りをもって運動となりました。

県などの文化関係者、全国組織の建築学会、マスコミ関係者なども問題視、それを通り越しあきれていたことは新聞各紙の記事にあらわであります。全国的に有名な学校等の環境研究機関は、情操教育上これほどすぐれたものはないとしていますし、また、文部科学省の「みんなの学校を長く・よく使い続けるアイデア」というカラー冊子でも取り上げられています。

そんなこんなを考慮し、橋本市教育委員会は県に対し、保存改修を行うという高野口小学校建設に係る補助申請を行ったと思われませんが、その後、正反対の請願者に極端に傾いた、高野口小学校は問題だらけとする意見を出すなど、その性根、撞着は一体どう理解すればよいのでしょうか。

また、県が、文化財としての申請をしてもらえれば速やかに指定すると言っているにもかかわらず、いまだそれを行わないのは何ゆえでしょうか。ほか、「新建材等を使うリニューアルでは文化財として保存の意味がない」などとの言もありました。国宝級の保存改修においても新建材が使われており、この発想については、県はじめ文化関係者の思考の圏外にあります。県の関係者に聞きもせず、「高

野口小学校は文化財的価値はない」と市役所で吹きまくり、一時、市幹部は保存改修反対の大合唱になっていたのも教育委員会のなせるわざではないのでしょうか。

文化財と言われるものについて教育委員会のあるべき姿とは、まず、あくまで守り保存するという立場から考えを及ぼすべきではないのでしょうか。それを逸脱、あまつさえ文化財をこぼとうとする姿勢については、マスコミも大いに疑問視、全国的にも大きな問題となり、保存改修を求める署名者は7,000名、その後8,000名にもなんなんとしています。

しこうして教育委員会は方針を保存回収に一転、請願者が言う、建築専門家が高野口小学校は耐震性が著しく低いと言っているくだりについては、その建築専門家とはだれかまず明らかにしてもらいたいという私の意見をも全無視、調査活動もとても十分とは思えないうちに意見を発し、世間を騒がせ、状況を見て意見を反転、橋本市自体に恥をかかせた教育委員会としか感じられません。責任はどのようにとられるのでしょうか。

以上、質問席からの1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）この際、6番 清水君の一般質問に対する答弁を保留し、3時30分まで休憩いたします。

（午後3時18分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（岸田茂利君）登壇〕

○教育次長（岸田茂利君）「高野口小学校建設

に関して橋本市教育委員会の意見」の問題点、その責任についてお答えをいたします。

本年8月30日付、さきの意見につきまして、6月4日に、全面建て替えを主とする請願が市議会文教厚生委員会で審議されまして、継続審議になりました。その後、地元の意見を聞いたところ、改修・改築の意見がある中で、教育委員会が高野口小学校について一定の方針・方向を出していただいてそれをもとに協議をしたほうがスムーズに進むのではないかという結論になり、教育委員会としての方針を出しました。それをもとに地元の皆さまの意見を聴し、教育委員会議でも協議をいたしました。その結果、子どもや現場の教職員が安心して取り組みやすい学校であるべきで、現改修案では安全・安心面から子どもに目が届きにくい、体育館・プールが校舎から離れており授業時間が保障できず、非常事態に素早く対応ができない、また、工事中に子どもの授業への影響がある、市の指定文化財であることから玄関部分等の保存を考慮し、「校舎は一部保存して、その他は改築する」という意見をまとめました。

その後、請願は取り下げられましたが、教育委員会としましては地元の意見をさらに聞く必要があると判断し、9月の文教厚生委員会で市議会の皆さまのご指導のもと、皆さまの意見を聞き、間違いのない方向で進めたいと報告をさせていただき、再度、地元の意見を聴し、子どもを中心に据え、安全で安心して学校生活が過ごせ、また、教職員が支障なく学校運営ができる教育環境の整備の観点から、「木造校舎は残し、教室等のレイアウトや体育館、プール、校務センターの配置等の改修計画を見直す」という結論になりました。

次に、県指定の文化財に高野口小学校をとのおただしでございしますが、県教育委員会と

も十分協議の上、また、県指定文化財としてのメリット・デメリット等も考慮に入れ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、教育委員会としての責任のとり方はどのようにとのおただしでございますが、学校は子どもたちが1日の大半を過ごす場所であり、また、災害時の避難場所にも指定されておりますので、今後、校長はじめ先生方の意見を十分聞きながら、子どもたちが安全で安心して過ごせるよう、高野口小学校の教育環境整備に努め、1日でも早く完成することが教育委員会としての責任と感じておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（池田清次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）清水議員のご質問にお答えいたします。

おただしの期日前投票所の増設につきましては、今までにも同様のご質問をいただき、現状のままでいかざるを得ないとお答えをさせていただいたところです。選挙の投票は、指定された投票所で投票日に自ら投票に行き投票することが原則ですが、期日前投票制度は、投票日に仕事や用事、旅行などで投票所に行けないと見込まれる場合、告示日の翌日から投票日の前日までに期日前投票所で午前8時30分から午後8時までの間、投票することができるというものです。

公職選挙法では、投票日当日における投票所での投票を投票の主たるものと位置づけており、本市におきましても、投票日当日、高野口町においては合併前と同じ11カ所の投票所を設けて午前7時から午後8時まで、うち1カ所は午後7時まで投票を行っております。

さて、議員おただしの、見積もりは何のためにとられたものなのかにつきましては、旧

市の平成14年6月市議会定例会の一般質問で、当時は不在者投票と言っておりましたが、投票所を増やすことができないかのご質問があり、それを受けて増設についての調査研究を行ったときに、1カ所増設した場合のシステム構築の費用を見積もったものでございます。

ご質問の中で、見積もりが4年以上も前のこととありますが、その後も現在まで引き続き調査研究を行ってきておりますので、前世紀の見積もりという認識はございません。

旧高野口町と旧橋本市で選挙人名簿を分けて、投票できる有権者を高野口町にお住まいの方に限定すれば二重投票防止のシステムは必要ないのではないかとのことですが、地域的に一体性がなく、距離的に離れた地域の場合は地域限定も考えられますが、私の知る限りでは、みなべ町が、合併による設置選挙の際、名簿を分けて行ったというのは聞いておりますが、ほかは知りません。そのみなべ町も、2カ所で行ったのはこのときだけで、それ以後は1カ所で期日前投票を行っております。本市のように、互いの地域経済の交流が活発で、旧高野口町から旧橋本市に来られる人も多く、極めて一体性のある地域の場合は、地域限定をすることは混乱を招くことにもなりますので、投票の管理執行面からも難しいと考えています。

次に、旧高野口町に期日前投票所があった平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙と、新市になってからの平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙の高野口町域の期日前投票者数でございますが、確かに期日前投票者数、期日前投票の占める割合ともに減っておりますが、同じ参議院議員通常選挙で比較した場合、前回平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙と今回の参議院議員通常選挙では、期日前投票者数は1,918人から1,369人と

減っておりますが、全投票者数と投票率を比較した場合、前回は7,661人で61.80%、今回が7,299人、60.01%ということで、少し下回ってはおりますが、今まで期日前投票を利用されていた方も投票日当日に投票所に行っていたのではないかと考えております。

確かに、期日前投票所を増設することにより利便性が向上するという点ではありますが、地域的な面から見ますと、橋本市は橋本市役所を中心にして半径約7km内におさまっており、市内の各地域の地域的な均衡もとれていると考えられます。

二重投票防止のシステム構築費用が多額にのぼり、補助制度も今のところありません。期日前投票は、署名した二重封筒に投票用紙を入れるという不在者投票と違って、投票日の投票所と同じ方式で投票用紙をそのまま投票箱に投函する確定投票であるため、より一層厳格な投票の管理が求められます。

また、選挙事務は複雑多岐にわたっており、投票所内での不測の事態が生じた場合にすぐに対応できる職員の配置が必要ですが、告示期間中の膨大な事務量から考えますと、到底現状では対応し切れません。選挙時のトラブルが一番多いのが期日前投票、不在者投票でもありますので、選挙管理執行の上で、慎重の上にも慎重に、対応には万全の対策が必要となります。

以上の点などから、今後も期日前投票所は市役所1階会議室1カ所を実施していくことをご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）同じことを何回も聞かされているんですけども、少なくとも3回聞

きましたけれども、また言いますけども、そういうことを乗り越えて各合併市町村は残しているわけですよ。

ほんで、それについてもう一遍、なぜ橋本市がそれをできなかったのか、合理化のためにはよかったのかもしれませんが、住民はやっぱり望んでいるわけですよ。実際に前の参議院選挙と比較すると変わらなかった。そこまでちょっと私調べてなかったですけども、今回については明らかに10%も減っているということは、それで全投票率は変わらなかったのかな。高野口町民が不便をかこつていても、正式の投票所へ出かけたということなんですよ。その点について。

あと一点、もうまとめて言うておきますけれども、前世紀の見積もりというのは多少大げさだったかもしれませんが、悪かったけど、この会社へ電話したんですよ。こんなもん、前世紀の見積もりになりますかなと言ったら、そうですよねと言いましたよ。その点はもう答弁いいですけども、先ほどの最初の質問についてちょっとお願いします。どこもかしこも置いてるのになぜ橋本市はそういうこと、できないという理論で組み上がっているわけですよ。お願いします。

○議長（中上良隆君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）なぜ合併してできないかというところで、今までからこれに関しては何度も同じような答弁をするということと言われておるわけですが、まず、合併してというところで何が一番違ったのかというところを申し上げます。

それは、本市の場合、合併して、それから後の体制の問題がまず一つあります。それが一番大きいというふうに思っております。ほかの、合併して投票所を残されたところにつ

きましては、それぞれのところについては、行政局であったり、また支所であったりということでそれなりの多くの職員を配置し、そのそれぞれの分局・支所で、行政についてのかなりの部分に対応できる体制をとっておるわけでございます。

そういったことで、それが第一の、一番大きな点でございます。本市の場合はそういった形で、いわゆる出張所もなくなるというようなところの中で将来のことを考えた場合に、やはり運営の方法等についても、現状の事務局の体制ではこれは非常に難しいだろうということで、合併した中で本市だけが、紀美野町、それからみなべ町も設置選挙だけは2カ所でやって、それから後はもうみなべ町1カ所でやっておられますけれども、そういったようなことで、それが一番の大きな理由、要するに、それなりの体制が、合併によって後の体制が構築されておったと。そういったことで、ほかのところについてはやられておると。本市についてはそういう体制というものが構築は非常に難しいというようなことの中で、それが第一の、一番の点でございます。

あと、いろいろ申し上げましたけれども、システムの問題等もでございます。システムの点につきましても、委員はあちこち調査されておりますのでよくご存じだと思っておりますけれども、この今回のご質問の中にもございました海南市の点につきましても、私のほうでも海南市のほうへはいろいろとお話はお聞きしておるんですが、お聞きした上であれしますと、要するにシステムの構築が本市とは全く違うと。あちらの場合は、下津町と、それから海南市が合併された。その合併の前に既に下津町には、ある会社のパッケージをされた、そういうシステムがあったようでございます。住民基本情報、それから税務の情報、それから選挙のそういったシステム、それな

んかを含めた、そういう総合行政システムということで、パッケージ化されたようなものがあったようでございます。それは、当時は、下津町のほうでは特に投票所は2カ所ありませんので使うことはなかったようでございますけれども、今度合併されたときに、海南市とはまた別のシステムでございましたけれども、その下津町のシステムに統一をして、そういう形でやっておられます。

ということは、もう既にパッケージ化されたシステムがあって、それで住民基本情報、その他、選挙関係の情報についてもお互いに支援し合えるような、そういう体制がシステムの的にあったと。それにプラスして新たに投票所を1カ所増設したことについて、百何万円かのそういった、例えば端末のパソコンでありますとか、それからプリンターでありますとか、またバーコードリーダーでありますとか、そういったものを購入されたというふうにお聞きをしております。しからば、本体のといえますか、そういうシステムのソフト部分の導入した価格についてどうかということでお聞きをしたわけですが、選挙関係だけをとっていくらかかったかというのはわからないというふうなお答えもございました。

そんなことで、それぞれのシステムの部分につきましても、それぞれの市町村で環境が違うということで考えてございます。本市の場合には、このシステムの部分をとってみても、ホストコンピューターで、単体でやってきておりました関係上、今度新たにそのシステムを導入いたしますと、その間のそういったふうなデータのやりとりというのは必要になるわけですが、やりとりができるためにする、そういうシステムの改修、これに本市の場合、議員にも見ていただきましたけれども、相当なお金がかかるということでご

ざいます。

それから、投票率の点でございます。一応、投票率につきましては分析をいたしてございます。前は投票所に行ったけども今回は期日前に行ったとか、また逆の場合もあるということで、一概にはなかなか言いにくい点はあると思うんですけれども、あえて単純に比較をいたしますと、先ほど申しあげました参議院の選挙でございますけれども、期日前投票者数で549人、それから全投票者数で362名、これ減少いたしております。単純に計算をいたしますと、その差187人が当日投票所に行っていたということになりますけれども、ただ、前回よりも、当日の有権者数、これについても3年前と比べて233人減っておるといことも考えますと、仮に有権者数が同じだったことを考えますと、233人に投票率、今回の場合は60.01%でございましたけども、これを掛けると約140人が投票することになります。この数をマイナス362名に足しますとマイナス222名ということで、減少幅も少なくなるのかなというふうに考えてございます。今まで期日前投票所を利用されておった方につきましてもまた、投票日当日に各地元のほうの投票所に足をお運びいただいているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）長いご答弁だったんですけどちょっと質問のあれがずれてわからなくなってしまったんですけど、市の幹部で、合併した後何人かがこういう質問をしますと、期日前投票所をしますと、期日前投票所をなくしてつくってほしいということに立っているわけですよ。それを、合併前の見積もりをもってするということは、それは、これで、今もこうだと、今もこれに違いないというその考えでおられることに私は、今回はですよ、

非常におかしいなと思ったわけですよ。

そのことを聞きたいと思うんですけども、市の執行部のほうで当時おられたのは、ずっと見ました感じ、理事、そのことは知ってはいったんですか。別にそう他意はないんですけども、それで通ってるんだ、1,500万円かかるんだということを答弁に回すということは、いかにも短絡的な考えやないかなという気はしてるわけですよ。ほんで、新しく見積もりをとったらやっぱりこんなもんだったというんだったら、それはそれでかかるとして納得しますけれども。答弁を求めます。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）選管の事務局長、答弁申しあげましたように、その日にちが、以前、旧橋本市の議会の中でもそういうふうな話がありまして、そのときにとった見積書の額であるというふうなことも、私、確認はしておりますけれども、以前そういうふうな話があったの話かなというふうに思います。

ですから、事務局長が言われましたように、今とって同じ値段かどうかというのは私としてはちょっとようわからんところがありますけども、ただ、4年前と今の状態でシステム上、何ら変わりはないんで、それに対しての値段が1,500万円になるんか1,300万円になるんか、今とったらというのを答弁せえと言われてもちょっとしんどいところがございますので、そこら辺です。

ただ、そういうふうなことで言われておるんでしたら、市としても再度取り直してもいいのかなというふうな気はせんでもないんですけども、ただ、そのシステム上、同じような状況でしたら、日進月歩で値段はそら安くなる場合もありますので、そこら辺はとってみないとわからんかなというふうなところでございますので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）その点については理解しました。ただ、頭の片隅にでも置いておいていただきたいのは、どこもかしこもそんなにかかってないということだけは覚えておいていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

高野口小学校の件ですけれども、一転二転したその確たる理由は各議員皆さん知ってないと思うんですけれども、その点について説明をお願いします。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）先ほど次長が答弁しましたように、市議会文教厚生委員会で審議されまして、私どももそれを受けて勉強させていただきました。それで、教育委員会議を開きまして、慎重審議の結果、初めの改築・一部保存と、そういう意見を出したわけでございます。そういうことを出しておったわけでございますけれども、やはり皆さまの意見を十分聞いて、いい方向に進めていく必要があるんじゃないかということになりまして、再度これを取り消して皆さまの意見を聞かせていただきました。

そういうことで聞かせていただきました結果、最終的には保存して、レイアウト、あるいは体育館、プールを近くへ持ってくると、そういうふうに変ったわけでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）最初の意見を出されたときには、最初にかかわっていた方、整備促進委員会とか、そういった方々の、それとその当時の校長・教頭に直接聞かれたという話はあるんですけれども、その点はどうですか。もしそういうことを聞いてたら、恐らく意見のほうもかなり変わったか、

1回目の意見はなかったような気がするんですけどもね。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）さきの9月議会でもお答えしましたように、整備推進委員会の方々の直接の意見とか、前任の校長・教頭等には確認はしてございません。

しかし、議会あての請願が出まして、旧の高野口町時代にいろいろ整備推進委員会等で会議録あるいは議会の調査特別委員会等の会議録を取り寄せまして、文教委員にもすべてその資料を提示し、教育委員にも提示して勉強を行って、さっきの意見書なるものをまとめたという経緯でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）この中の質問で、県の指定を受けるとメリット・デメリットを考えてというような答弁がありましたけれども、具体的にどういうものがあるのかご答弁願えますか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）具体的にということは、まだそこまでせっぱ詰まって頭の中には入っていないんですけども、一応、県の指定になりますと、市の指定でもそうなんですけれども、学校という格好で1日子どもたちが生活します。そんな中で、いろいろ壊したりとか、いろいろが出てくるかと思えます。そういった関係で改修等々を、中身の程度にもよるかと思うんですけども、逐一、県の指定であれば県にお伺いを立てて、改修計画等々も時間がかかるんじゃないかなというのがデメリットになるんじゃないかなというふうに思います。

ほんで、メリットとしては、議員がおっしゃっているように、全国的に文化財活用の学校施設という格好でPRしていけるんじゃないかなというのがメリットであるかというふ



うに思います。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）それは一々出さないかんというのは、いったん建ってからのお話ですよ。今回については、今回というか、これからについてはそういう手続きは要らないですよ。要るんですか。今回は、こういった改修を行うという格好で補助金をもらうということになってますでしょう。それは以後のことになりますよね。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）今回の改修計画については、今のところは市指定の文化財ですので、市の文化財保護審議会に既に諮って、計画内容で承認をいただいております。

私先ほど申し上げましたのは、仮に県へ申請して県の指定文化財となれば、その後の改修等々で時間的な手続きがかかるんでなかろうかということで申し上げました。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）しかし、今回、改修が終わってから、文化財ということでより大切にするためには県、あと20年、30年後には国というような格好になると県の文化財関係者もおっしゃられてるんで、そういった手続きはされるおつもりはあるんですか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）今、高野口小学校の改修計画をまとめた段階でございますので、その県指定文化財云々については、さほどまだそこまで考えておりません。しかし、そういったことも市の文化財保護審議会のほうへも、当然、県のほうへ申請するにあたりましては市を経由していかないけませんので、文化財保護審議会の意見等も聞かないかんと思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと、このように考えます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ぜひともその方向で進んでいただけたらと心から願っております。

最後に、京都大学の構造専門学の西沢先生が高野口小学校について、大変貴重なものだと。ほんで、その小学校は室戸台風が建てたと言っても過言ではないと。そういうことで、私、どういうことかなと思ってインターネット等で調べて、先生の話も総合して、それをちょっと、高野口小学校というのはこういうものだったのかと私も再認識しましたので、ちょっとそのくだりだけを発表させていただきたいと思います。

昭和9年9月21日午後5時、室戸岬測候所において最大瞬間風速60mを観測した後、観測器が故障、その後の正確な数値は記録されていない。この室戸台風は、死者2,702人、不明334人、負傷1万4,994人をもたらした。午前8時、大阪と神戸間に再上陸、寺院・学校など、風の影響を受けやすい大きな建築物に被害が相次いだ。特に大阪市内の小学校の被害が甚大で、昭和3年以降に建てられた耐震型木造校舎66校以外の古い木造校舎180校480棟すべてが全壊・半壊、大破し、折悪しく最大風速に達した午前8時前後の登校時刻、強風の直撃を受けた校舎が一瞬にして粉砕崩壊。職員等9、児童251、保護者7の267名が死亡、重軽傷者は1,571名にのぼった。

この教訓をもとに、建築基準法は、建物の耐風性を最大瞬間風速61mに耐えるものと定めた。これはすなわち、耐震性についても十分と換読できるものでもある。

高野口小学校は、国の宝の児童を守るという大使命のもと、当時の高野口町の意気と勢いを如実に示す、国内に例を見ない大規模木造建築として建築され、今日まで存在してきた。その後、この建築基準によるこれほどの木造建築は、忍び寄る戦争の陰に資金が足りず、高野口小学校以外、全国ただ一例もなし

と考えられている。

終わります。

○議長(中上良隆君) これをもって、6番 清水君の一般質問は終わりました。